

平成 15 年度 第二回 東京都食品安全情報評価委員会 次第

平成 15 年 11 月 6 日 (木)
午後 2 時 開 会
都庁第一庁舎 42 階
特別会議室 A

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
 - (1) 前回の委員会の概要について
 - (2) 理化学専門委員会（水銀部会）からの報告
 - (3) 微生物専門委員会（カンピロバクター部会）からの報告
 - (4) 検討課題の選定について
 - (5) 選定課題の取扱いについて
- 4 今後の予定
- 5 閉会

【資料】

- 資料 1 第一回東京都食品安全情報評価委員会の概要
- 資料 2 「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項」におけるリスクコミュニケーションについて ～理化学専門委員会（水銀部会）報告～
- 資料 3 微生物専門委員会（カンピロバクター部会）検討経過報告
- 資料 4 検討課題候補事前選定結果
- 資料 5 食品安全情報レポート
- 資料 6 事件・事故報告レポート

東京都食品安全情報評価委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 等	備考
あおみ ゆき 碧海 酉 葵	消費生活アドバイザー	副会長
あさおか やすこ 浅岡 康 子	公募委員	
おおさわ もとやす 大沢 基 保	帝京大学薬学部教授	
かすが ふみこ 春日 文 子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室長	
かみむら ひさし 上村 尚	健康安全研究センター参事研究員	
きむら みつえ 木村 光 江	都立大学法学部教授	
こくぼ やたらう 小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会技術参与	
さかぐち なおみ 坂口 直 美	公募委員	
せきざわ じゆん 関澤 純	徳島大学総合科学部自然システム学科教授	
なかぎり ヒロミ 中桐 ヒロミ	公募委員	
なかむら あきこ 中村 明 子	共立薬科大学客員教授	
はつとり ゆきお 服部 幸 應	学校法人服部学園理事長	
はやし ゆうぞう 林 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長	会長
ほそかわ まさし 細川 允 史	酪農学園大学教授	
まえだ やすひこ 前田 安 彦	宇都宮大学名誉教授	副会長
みやぎき ともゆき 宮崎 奉 之	健康安全研究センター食品化学部長	
むらかみ もとこ 村上 紀 子	女子栄養大学教授	
もろずみ きとし 諸角 聖	健康安全研究センター微生物部長	

東京都食品安全情報評価委員会
理化学専門委員会（水銀部会）委員名簿

（五十音順）

氏 名	所 属 等	備考
あお み ゆ き 碧 海 酉 葵	消費生活アドバイザー	
あさ おか やす こ 浅 岡 康 子	公募委員	
かみ むら ひさし 上 村 尚	健康安全研究センター参事研究員	
しろ た ま り こ 代 田 眞 理 子	(財)食品薬品安全センター 秦野研究所試験部 安全性試験室	
せき ざわ じゅん 関 澤 純	徳島大学総合科学部自然システム学科教授	座長
はやし ゆう ぞう 林 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長	
まえ だ やす ひこ 前 田 安 彦	宇都宮大学名誉教授	
みや ざき とも ゆき 宮 崎 奉 之	健康安全研究センター食品化学部長	
むら かみ もと こ 村 上 紀 子	女子栄養大学教授	副座長

東京都食品安全情報評価委員会微生物専門委員会

(カンピロバクター部会) 委員名簿

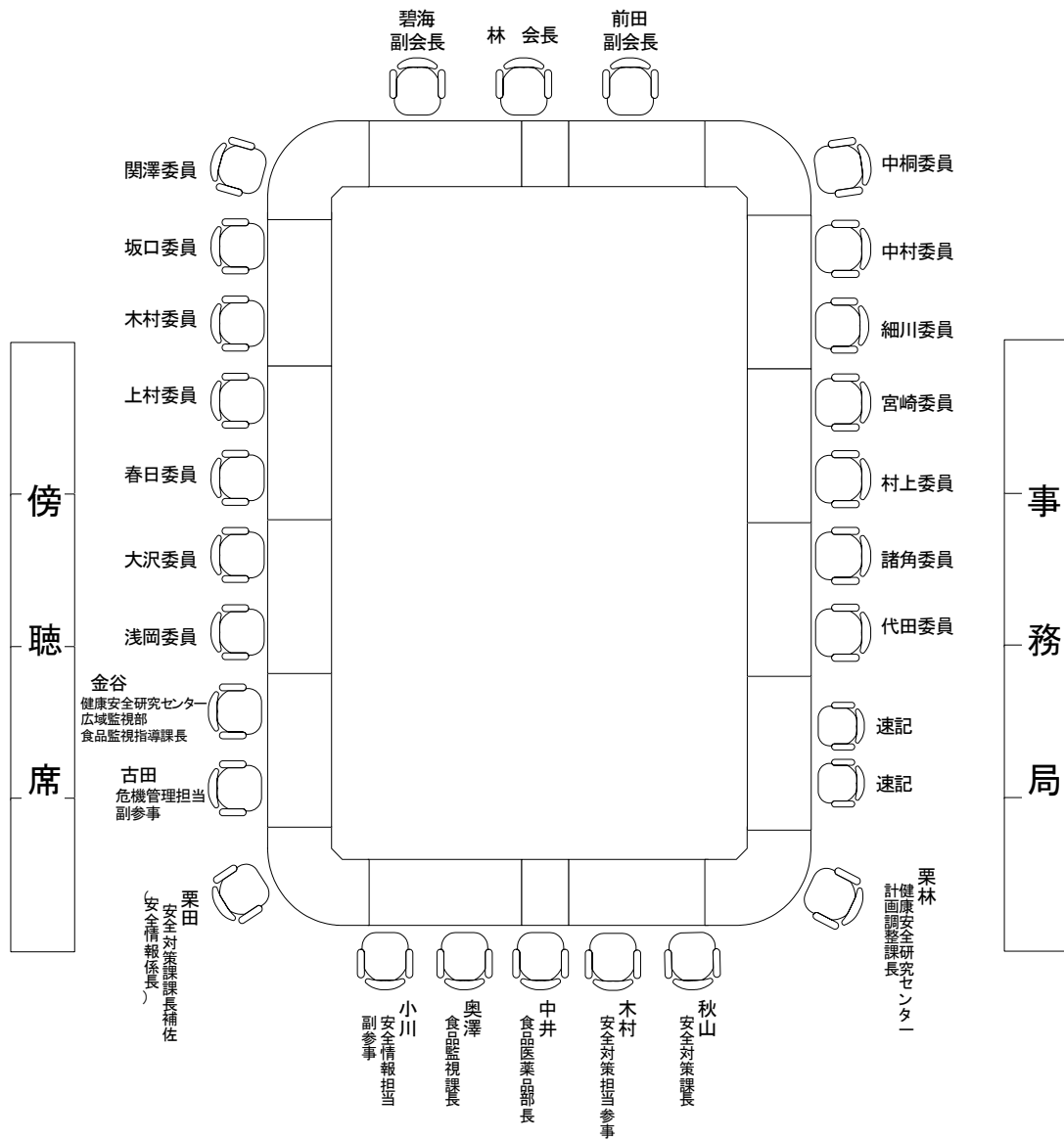
(五十音順)

氏 名	所 属 等	備考
あお み ゆき 碧 海 西 葵	消費生活アドバイザー	
い とう たけし 伊 藤 武	麻布大学客員教授	副座長
かす が ふみ こ 春 日 文 子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室長	
こく ぼ や たろう 小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会技術参与	
なか ぎり 中 桐 ヒロミ	公募委員	
なか むら あき こ 中 村 明 子	共立薬科大学客員教授	
はっ とり ゆき お 服 部 幸 應	学校法人服部学園理事長	
はやし ゆう ぞう 林 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長	
まえ だ やす ひこ 前 田 安 彦	宇都宮大学名誉教授	
もろ ずみ さとし 諸 角 聖	健康安全研究センター微生物部長	座長

都 職 員 名 簿

役 職	氏 名
食品医薬品安全部長	中 井 昌 利
食品医薬品安全部参事（安全対策担当）	木 村 豊 彦
安全対策課長	秋 山 義 和
食品監視課長	奥 澤 康 司
食品医薬品安全部副参事（安全情報担当）	小 川 誠 一
食品医薬品安全部副参事（危機管理担当）	古 田 賢 二
健康安全研究センター計画調整課長	栗 林 晴 彦
健康安全研究センター広域監視部食品監視指導課長	金 谷 和 明
健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員	横 山 敬 子
安全対策課課長補佐（安全情報係長）	栗 田 滋 通
食品監視課課長補佐（業務係長）	佐 藤 史 郎
安全対策課安全情報係次席	早 乙 女 芳 明
安全対策課安全情報係次席	市 川 由 美 子

座 席 表

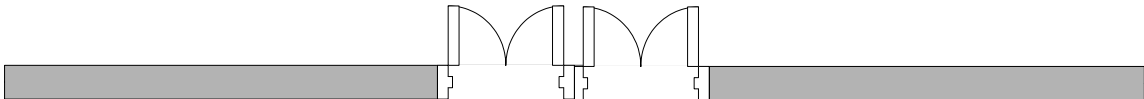


傍
聴
席

事
務
局

事 務 局

傍 聴 席 ・ 報 道 関 係 者 席



東京都食品安全情報評価委員会設置要綱

14 健 安 安 第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日 決定

(設置)

第 1 東京都における食品等の安全を確保するため、学識経験を有する者の参加を得て、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品等の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項に関して調査・検討し、健康局長（以下「局長」という。）に報告する。

- (1) 食品等の安全に関するリスク情報等の収集に関すること。
- (2) 食品等の安全に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (3) リスクコミュニケーションの方法等に関すること。
- (4) その他、食品等の安全に関すること。

(構成)

第 3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 17 名以内
- (2) 都民からの公募者 3 名以内

(委員の任期)

第 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 委員会は局長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、又はその他の方法で意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第7 委員会に専門委員会を設置する。

- 2 専門委員会の運営について必要な事項は、局長が別に定める。

(会議等の公開)

第8 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

東京都食品安全情報評価委員会専門委員会設置要領

14 健安安第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日決定

(設置)

- 第 1 東京都食品安全情報評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「委員会」という。）にリスク評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の専門委員会を置くことができる。

(所掌事項)

- 第 2 専門委員会は、次の事項を調査・検討し、委員会に報告する。
- (1) 微生物に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (2) 化学物質に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。

(構成等)

- 第 3 専門委員会は、委員会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから、健康局長が別に委嘱又は任命する委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 前項の専門委員会にのみ属する委員の任期は、要綱第 4（委員の任期）に準ずるものとする。

(座長及び副座長)

- 第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第 5 専門委員会は会長が招集する。

(会議等の公開)

- 第 6 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第7 専門委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行する(15健安安第422号)。